

# 北広島町農業委員会第25回総会議事録

事務局 (第25回北広島町農業委員会総会開会宣言)

事務局長 (事務局長報告)

会長 (開会あいさつ)

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

12番 7月11日に地区担当推進委員と申請人のお宅を訪問し、聞き取りを行いました。申請内容につきましては摘要欄の通りです。申請人である譲渡人と譲受人は農事組合法人せんごくの里の組合員でございます。周辺農業に対する影響もないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

1番 譲受人は譲渡人の実の子ですか。

12番 そうです。

会長 その他ご意見ご質問はありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

1番 7月8日に地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請内容につきましては摘要欄の通りです。譲受人の労働力について、親戚等4人で行っており問題ございません。耕作機械についても所有しており、本申請は問題ないと考えます。周辺農業に対する影響もないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

会 長 譲受人は本申請地以外に町内でどれほどの規模を耕作しているのですか。

事 務 局 5反5畝の農地を耕作しています。

会 長 その他ご意見ご質問はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 7月13日に9番委員及び地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請内容は摘要欄に書いてある通りです。この度、該当地の分筆手続きを行おうと考えていた際に無許可で転用してあることに気付き、本申請に至ります。周辺農地への影響は考えられず、許可妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 7月13日に9番委員及び地区担当推進委員と現地調査を行いました。内容は摘要欄のとおりです。始末書が添付されています。申請面積も妥当であり、周辺農地に対する影響についてはありません。以上の事から許可妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第4号 農業用施設転用届について

会長 番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

4番 7月15日に8番委員及び地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請内容は摘要欄に書いてある通りです。今、家屋も含め土地を売りに出しており、適正化をはかる目的で本申請に至りました。始末書が添付されています。周辺農地に対する影響はありません。以上のことから、許可妥当と考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

職務代理者 この農地は空き家バンクに出す予定ですか。

4番 その予定です。

会長 その他ご意見ご質問はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第5号 非農地証明申請について

会 長 番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

17 番 7月9日、1番委員及び地区担当推進委員と現地確認をしました。申請内容は摘要欄の通りです。申請地には直径約30センチ程のヒノキが生えているなど荒廃しており、とても農地への復元は困難だと判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2 番 この農地については前回の農地パトロールの際にB分類として整理していたのですか。そうであるならば、この度の今吉田地区の非農地通知書を以て登記手続きを行って頂ければ良かったのではないですか。

事務局 本申請の相談をお受けしたのが今年の11月頃であり、申請地が農振農用地区域内の土地であるとして、12月に除外手続きをして頂きました。結果的には本議案審議より7月19日に今吉田地区における非農地通知を出す方が早まりましたが、6月に本申請を受けていた為、7月総会の案件としてお諮りしているところです。

会 長 その他ご意見ご質問はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

---

### 追加議案第6号 農用地利用集積計画(元・23)について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げて説明。) これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について決定することにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

---

### 追加議案第7号 農用地利用配分計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。  
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩